

光葉同窓会会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、昭和女子大学光葉同窓会と称する。

第2条 (本部)

本会は、本部を東京都世田谷区太子堂1丁目7番57号 に置く。

第2章 目的及び活動

第3条 (目的)

本会は、建学の精神に基づき、会員の親和・向上・連絡を図り、あわせて母校の発展に寄与することを目的とする。

第4条 (活動)

本会は、前条に定める目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) 光葉同窓会報の発行
- (2) 会員名簿の管理
- (3) 支部会活動の支援
- (4) 会員の生涯学習や親睦に関する活動
- (5) 会員のワーキングネットワーク活動の支援
- (6) 昭和女子大学に対する後援
- (7) 在学生の修学に対する支援
- (8) その他、本会の目的を達成するために適当と認められる活動

第3章 会員

第5条 (会員)

本会の会員は、次の通りとする。

- (1) 昭和女子大学大学院、大学（日本女子高等学院、日本女子専門学校を含む）、短期大学部を卒業した者
- (2) 前号に定めるところに在籍した者で、本部役員会で推薦し会長が認めた者

第6条 (会費)

会員は、本会の定めるところに従い会費を納入する。ただし、納入する会費の金額及び納入方法は会計規程に定める。

第4章 役員等

第7条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- | | |
|-------------------|------------------------------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名以上3名以内 |
| (3) 常任委員 | 12名以内 |
| (4) 監事 | 2名 |
| (5) 支部長 | 各支部1名 |
| (6) 同窓会委員 | 40名以内 |
| (7) ワーキングネットワーク委員 | 30名以内 |
| (8) 学年幹事 | 各クラス2名
クラス制でない学科は、学年で
3名から5名 |

- 2 会長、副会長、常任委員を本部役員とする。

第8条 (役員を選出)

役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 会長は、推薦者である顧問、会長、副会長、常任委員、同窓会委員、ワーキングネットワーク委員及び支部長が会員の中から候補者を推薦し、推薦者の投票をもとに本部役員会において決議する。ただし会長候補者は2名以上の推薦を必要とする。
- (2) 副会長は、会長が会員の中から選任する。
- (3) 常任委員は、推薦者である顧問、会長、副会長、常任委員、同窓会委員、ワーキングネットワーク委員、支部長が会員の中から本部役員会に推薦し、本部役員会で討議し、会長が選任する。ただし常任委員は、学外者と学内在職者で構成する。
- (4) 監事は、本部役員が会員の中から本部役員会に推薦し、会長が選任する。
- (5) 同窓会委員は、本部役員及び同窓会委員が会員の中から推薦し、本部役員会において決議し、会長が任命する。
- (6) ワーキングネットワーク委員は、本部役員及びワーキングネットワーク委員が会員の中から推薦し、本部役員会において決議し、会長が任命する。
- (7) 学年幹事は卒業時に各クラス（クラス制でない学科は学年）で選出し、会長が委嘱する。学年幹事の交代は後任を選出後、同窓会本部に連絡し、会長の承認を得る。
- (8) 会長、副会長、常任委員の選出に関する事務は、光葉同窓会選挙管理委員会が行う。
- (9) 光葉同窓会選挙管理委員会規程は別に定める。

- 2 会長及び学年幹事を除く役員は、就任並びに辞任に際しそれぞれ承諾書、辞任届を会長に提出する。

第9条 (役員職務)

会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 常任委員は、会務を分担し執行する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。
- 5 支部長は支部会を代表し、支部の会務を統括する。
- 6 同窓会委員は、同窓会委員会の会務を評議し運営する。
- 7 ワーキングネットワーク委員は、ワーキングネットワーク委員会の会務を評議し運営する。
- 8 学年幹事は、当該年度の同級生と本会との連絡業務を行う。

第10条 (役員任期)

役員任期は、1期を3年間(4月1日から3年後の3月31日まで)とし、重任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本部役員任期は、連続3期(連続9年間)までとする。ただし、本部役員に欠員が生じた場合、後任の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、支部長任期は、各支部の会則で定めるところによる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、学年幹事任期は、後任の学年幹事が新たに選出されるまでとする。

第11条 (顧問)

本会の顧問は、昭和女子大学学長並びに光葉同窓会前会長とする。また、本会に特別顧問を置くことができる。ただし、本部役員会の決議を経たうえで、就任するものとする。

- 2 顧問は本会の活動に関し随時助言を行い、その活動を援助する。

第12条 (支部及び支部長)

本会は各地方に支部を設け、各支部は在住会員の互選によって支部長を選出し、会長に届ける。在住会員の連絡と親和・向上を図る。

- 2 支部会規程は、当該支部において別に定めるものとする。
- 3 支部会には、活動支援金を支給する。
- 4 支部会は、同窓会活動に協力する。

第13条 (事務局)

本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局に事務局員を若干名置く。
- 3 事務局員は本部役員会が決定する。
- 4 事務局に関する事項は本部役員会の議決を経て、会長が別に定める。
- 5 事務局規程は、別に定める。

第5章 会 議

第14条 (会 議)

本会は、総会、本部役員会、同窓会委員会、ワーキングネットワーク委員会、支部長会及び幹事会を置く。

第15条 (総 会)

総会は、本会の全会員で構成し、次の事項について承認する。

- (1) 活動計画・報告に関する事項
 - (2) 予算・決算に関する事項
 - (3) 会費に関する事項
 - (4) 本部役員に関する事項
 - (5) 会則の改定に関する事項
 - (6) その他、本会に関する重要事項
- 2 総会は、毎年1回開催し、会長がこれを招集する。

第16条 (本部役員会)

本部役員会は、会長、副会長、常任委員をもって構成し、次の事項について 審議決定する。

- (1) 活動計画案・報告に関する事項
 - (2) 予算案・決算に関する事項
 - (3) 会費に関する事項
 - (4) 本部役員に関する事項
 - (5) 会則の改定に関する事項
 - (6) 事務局員の任免に関する事項
 - (7) 支部会に関する事項
 - (8) その他、会長が必要と認めた事項
- 2 顧問は本部役員会に出席することができ、第11条第2項に規定する助言を行う。

第 17 条 (同窓会委員会)

同窓会委員会は、同窓会委員をもって構成し、次の事項について評議する。

- (1) 本部役員会、同窓会委員会において必要と認められた事項
- (2) 総会、支部長会及び幹事会の支援、秋桜祭への参加

第 18 条 (ワーキングネットワーク委員会)

ワーキングネットワーク委員会は、ワーキングネットワーク委員をもって構成し、次の事項について評議する。

- (1) 本部役員会、ワーキングネットワーク委員会において必要と認められた事項
- (2) 総会、支部長会及び幹事会の支援、秋桜祭への参加

第 19 条 (支部長会)

支部長会は、全国及び海外支部長をもって構成し、本会及び支部会の活動について評議する。

- 2 支部長会は、毎年 1 回開催し、会長がこれを招集する。

第 20 条 (幹事会)

幹事会は、本会の会員から互選された学年幹事をもって構成し、本会の活動について協力する。

- 2 幹事会は、毎年 1 回以上開催し、会長がこれを招集する。

第 6 章 会 計

第 21 条 (会 計)

本会の経費は、会費及び寄付金その他による。

- 2 本会会費は終身会費として在学中にこれを予納する。
- 3 本会は、事業年度ごとに、会費収入の一部を積み立てなければならない。
- 4 会計規程は別に定める。

第 22 条 (予算・決算)

本会の予算・決算は、毎年度本部役員会で決議の上、総会にて承認を得なければならない。

第 23 条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第7章 会員情報の管理

第24条 (会員情報の管理)

本会の会員に関する個人情報の管理については別に定める。

第8章 会則の改定

第25条 (会則の改定)

会則の改定は、本部役員会で決議の上、総会にて承認を得なければならない。

付 則

この会則は、昭和48年5月31日に制定し、施行する。

この会則は、平成5年4月17日に改定し、施行する。

この会則は、平成15年4月19日に改定し、施行する。

この会則は、平成18年5月21日に改定し、施行する。

この会則は、平成20年5月18日に改定し、施行する。

この会則は、平成22年5月16日に改定し、施行する。

この会則は、平成23年11月12日に改定し、施行する。

この会則は、平成26年5月18日に改定し、施行する。

この会則は、令和3年5月16日に改定し、施行する。

この会則は、令和5年5月21日に改定し、施行する。